

改正 平成22年2月23日 改正
平成26年2月4日 改正

平成25年11月5日 改正

(組織)

第1条 ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）は、成城大学ハラスメント防止委員会規程（以下「防止委員会規程」という。）第9条第1項の規定に基づき、ハラスメントの事案ごとに、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を組織して、必要な調査を行わせることができる。

(調査委員会の任務及びプライバシー等の保護)

第2条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 被害者、ハラスメント相談窓口の相談者及び相談員その他担当するハラスメントの事案の関係者（以下「関係者」という。）から事情を聴取するほか、事案の事実関係を明らかにするために必要な調査
 - (2) 委員会が組織されてから30日（学校法人成城学園就業規則（平成6年3月25日制定）第22条に規定する休日を除く。）以内に調査報告書を作成し、防止委員会に提出すること。ただし、第3条第3項で定める調査委員会の委員長が防止委員会の委員長の承認を得た場合には、この期間を延長することができる。
- 2 調査委員会は、調査を行うに当たり、関係者に意見の陳述、弁明その他の発言の機会を十分に与えなければならない。
 - 3 調査委員会は、その任務を行うに当たり、関係者の名誉及びプライバシーの保護に努めなければならない。

(調査委員会の委員、委員長及び委員以外の者の協力)

第3条 調査委員会は、防止委員会規程第4条第1項第1号及び第2号に掲げる委員以外の防止委員会の委員の中から同委員会の委員長が指名した若干名の者をもって組織する。

- 2 前項の指名に当たっては、性別に偏りが生じないように十分に配慮するものとする。
- 3 調査委員会に委員長を置く。
- 4 調査委員会の委員長は、同委員会の委員の中から、防止委員会の委員長が指名した者をもって充てる。
- 5 調査委員会の委員長は、必要があると認めるときは、防止委員会の承認を得て、調査委員会の委員以外の者の協力を求めることができる。

(虚偽の申立て及び陳述)

第4条 調査委員会は、調査において故意により虚偽の申立て又は陳述をしたことが明らかとなった者について、学長に報告するものとする。

(委員の守秘義務)

第5条 調査委員会の委員は、任期中及び退任後、任務を行うことによって知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(記録の保管)

第6条 調査委員会が作成した、任務を行うことによって知り得た情報の記録の保管については、防止委員会規程第11条の規定を準用する。

(成城大学の責務)

第7条 成城大学は、調査委員会が常に適切かつ迅速に任務を行うことができるようにするため、この規程の変更を含めて必要な措置を講じるよう努めなければならない。

附 則

この規程は、平成12年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。